

阿倍野区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について

No.	案 件 名 称	<u>委託種目</u>	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	W T O
1	大会議室空調機用ドレン配管つまり解消業務	その他清掃	大都保全興業（株）	44,000円	R5. 7. 28	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	—
2	阿倍野区役所3階男子トイレ自動水栓修繕業務	その他	（株）リビングサービス	35,750円	R5. 9. 25	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	—

随意契約理由書

1 案件名称

大会議室空調機用ドレン配管つまり解消業務

2 契約の相手方

大都保全興業株式会社

2 随意契約理由

阿倍野区役所2階大会議室で使用している空調機において、ドレンの排水が正常に行われておらず、逆流が発生し、大会議室のフローアールや1階保健福祉センターの更衣室の天井から水が漏れてしまっている。現状のままでは、非常に不衛生な状態であり区役所の運営に支障が生じるため早急な対応が必要である。

については、迅速な対応が可能な事業者を探したところ、今年度の給水・衛生ポンプ保守点検業者でもある大都保全興業（株）が早期の対応可能であったことから、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

阿倍野区役所総務課総務担当（電話番号 06-6622-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区役所3階男子トイレ自動水栓修繕業務

2 契約の相手方

株式会社リビングサービス

3 随意契約理由

3階男子トイレの自動水栓が、センサー異常等の不具合により水が出てこなく、正常に使用できない状態となっている。

現在阿倍野区役所ではトイレの改修工事を行っており、2階のトイレが使用不可となっているため、当該場所は利用者が集中する箇所となっている。多くの来庁者及び職員が使用するトイレであることから、利用者の利便性を損なっており、衛生管理上の観点からも、早急に修繕する必要がある。

迅速に対応できる修理業者を製造元である TOTO（株）のアフターサービス部門より紹介を受け、当該業者（TOTO（株）指定サービス代行店）と特名随意契約するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

阿倍野区役所総務課総務担当（電話番号 06-6622-9625）